

様

日南町長

印

年度日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等交付規則（昭和45年7月1日規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の事業の内容は、日南町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年3月25日条例第3号）に基づくものとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

算定基準額	交付決定額	備考

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金交付要綱（平成25年3月25日要綱第7号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。